

和歌山県議会事務局障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

和歌山県議会議長

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、和歌山県議会議長が作成する障害者活躍推進計画である。

機関名	和歌山県議会事務局
任命権者	和歌山県議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
和歌山県議会事務局における障害者雇用に関する課題	和歌山県議会事務局は、職員を独自に募集・採用を行うのではなく、知事部局からの出向により配置され、これまで障害者の配置がなかった。また、非常勤職員についても、障害者の採用がなかった。このようなことから、これまで組織的な体制整備は、特段行ってこなかった。
目標	
1 採用に関する目標	○計画期間内において法定雇用率を達成する。
2 定着に関する目標	○障害特性への理解を深め、個人としての能力が十分発揮できる職場づくりを行う。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ○障害のある職員の相談窓口として各所属の副課長等を位置付け、相談体制を明確化する。 ○採用や人事異動により、新たに障害のある職員が配置される職場には、本人の了解を得た上で、配置予定所属と障害特性や必要な配慮についての情報を事前に共有し、必要に応じて、庁内外の関係機関と連携し、適切な支援や配慮を切れ目なく講じていけるようにする。

<p>2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、必要に応じて、庁内外の関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、面談等様々な機会において、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○職員の障害に関する理解の促進と啓発のため、毎年継続して研修を実施する。</p>
<p>4 その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>